



暮らしの判例

国民生活センター 消費者判例情報評価委員会



消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

外貨建て保険契約の勧誘について適合性原則違反であるとして、消費者からの損害賠償請求を認容した事例

保険会社の営業職員が高齢の消費者に対して外貨建て保険を勧誘して契約した事案について、勧誘が適合性原則違反であるとして、消費者からの不法行為による損害賠償請求を過失相殺なしで認容した事例である。(東京地方
裁判所令和2年11月6日判決、LEX/DB掲載)

原告：X(消費者)

被告：Y(生命保険会社)

関係者A：Xを勧誘したYの担当者

事案の概要

3つの保険契約

X(80歳代、夫と2人で生活)は、Yの担当者であるAから勧誘を受け、3件の保険契約(保険契約①～③)を締結している。そのうち保険契約①は解約され、解約返戻金を保険契約③の保険料として払い込んでいる。これらの契約の勧誘や解約の経緯などについては、X・Y間で争いがあるので、客観的な事実の経緯をまとめると、次のとおりである。

保険契約①

Xは、2013年12月初め、無配当利率感応型で10年ごとに生存給付がされる保険の契約を締結し、同月末までに、その保険料として預金から合計約4864万円を支払った。この保険の概要は、月額約40万円の保険料を10年間にわたって払い込むことで、Xの死亡時に死亡保険金5000万円が受取人であるXの長男に支払われるというものである(ただし、Xの場合は、前記のとおり、契約した月に全額払い込んでいる)。

保険契約②

Xは、2015年12月半ば、外貨建定額個人年

金保険契約を締結し、一時払保険料として預金から2000万円を支払った。この保険は、契約に際して米国ドル建ての年金額が定められ、契約締結の2カ月後から被保険者であるXが存命である限り年金が支払われる。年金額は米国ドル建てであるが、円支払い特約が付加されているので円貨での支払いとなる(特約を外して米国ドル払いとすることもできる)。死亡給付金はないが、Xが支払い保証額である米国ドル建てで年金原資の110%に満つるまでの金額を受け取る前(契約から21年経つ前)に死亡した場合、後継年金受取人である長男が年金原資の110%に満つるまで引き続き年金を受け取ることができる。途中解約はできないが、中途解約に相当する選択肢として年金の一括払いを選択することができる。この場合は、一括支払時点の為替レートの影響を受けるほか、運用資産に市場価格調整率が適用されるうえに、契約から10年以内の場合には解約控除率(7.0%～2.5%)が適用されて支払い金額から控除されるので、その分支払われる金額が減少する。

保険契約①の解約

Xは、2016年2月中旬、保険契約①を解約し、

同月下旬、解約返戻金約4043万円を受領した。

保険契約③

Xは、解約返戻金受領の4日後、外貨建定額個人年金保険契約を締結し、一時払保険料として、保険契約①の解約返戻金を主な原資として4100万円を支払った。この契約は保険契約②と同種の保険契約である。

保佐開始の審判と解約

Xは、2017年8月中旬に、アルツハイマー型認知症であって、自己の財産を管理・処分するには常に援助が必要であるとの診断を受け、同年10月初旬に家庭裁判所から保佐開始の審判を受けた。

Xは、2020年1月下旬、保険契約②、③について年金の一括払い(中途解約)を選択し、保険契約②について約1255万円を、保険契約③について約2915万円を受領した。

その受領額にそれまで受け取っていた年金額を合計した額は、保険契約②については約1747万円、保険契約③については約3756万円となった。その結果、支払い保険料との差額が、保険契約②については約253万円、保険契約③については約344万円生じ、合計約597万円の差損となった。

また、保険契約①の解約によって受領した解約返戻金は約4043万円であり、支払い保険料との差額は約821万円となった。

以上により、保険契約①～③の支払い保険料と受領総額の差額は合計約1418万円となった。

損害賠償請求

Xは、保険契約②、③の前記差額については適合性原則違反・説明義務違反により、保険契約①の解約による前記差額については解約に際しての説明義務違反によって損害が生じたとして、弁護士費用と合わせて約1560万円の損害賠償請求をした。

本判決は、保険契約②、③について損害賠償請求を認容し、保険契約①の解約による損害賠

償請求については否定した。次に、理由のポイントを挙げる。



理由

1 外貨建て保険の商品特性

本件外貨建て保険は、米国ドル建てで定められた年金額を、各換算日における為替レートで円換算し円貨で支払うものであるから、為替レートの変動により、受取額が支払った保険料を下回るリスクがある商品であり、基本的に、今後為替レートが円安基調で推移すること(少なくとも、現状と大きく変わらない為替レートが維持されること)を想定する者が購入すべきものといえる。しかも、一時払保険料を入金した後は、途中で一括支払を選択しない限り、少なくとも21年間という極めて長期間にわたって年金が支払われることから、その間はずっと為替変動のリスクにさらされることとなり、さらに、一括支払を選択した場合には、解約控除率(10年経過前まで)や市場価格調整率などの不利益を受けることになる。日本円と米国ドルとの為替相場が日々変動すること自体は広く知られた事柄だとしても、前記のとおり長期間の運用が予定されていることとの関係において、長期間の為替変動の見通しを持ち、為替変動のリスクを的確に把握することが難しいものであることは否めないところであり、実際にわずか5年間の米国ドル対日本円の為替相場をみるだけでも1米国ドル90円台から120円台まで大きく変動しているところである。

2 適合性原則違反

本件外貨建て保険は、為替レートの変動により受取額が一時払保険料を下回るリスクがあり、当該リスクは年金支払の続く約20年もの長期間にわたり存在し続けるものであるから、これに加入する者は、そのような長期の為替相場の変動についてある程度見通しを立てることがで



きることを要するというべきである。しかしながら、原告は、本件勧誘当時80歳代と高齢であり、証券取引の経験がなく、為替変動に関する特段の知識も有さず、自身の財産を為替リスクや運用益とは無縁の預金や不動産というかたちで保有しており、かつ、リスクを取ってでも為替差益によって資産を増やしたいとか、外貨建ての年金に加入したいといった意向はなかったものである。そうすると、このような原告に対し、前記のような商品特性の本件外貨建て保険を勧誘することは、適合性の原則から著しく逸脱するものであったというべきである。

3 保険契約①の解約の説明義務

Xは、Aが保険契約①の解約による損害をXに慎重な手続きによって説明をしないで経済的合理性のない乗り換えを提案したため、保険契約①を解約したと主張する。

しかし、Xが保険契約①についての保険料を払い込んでしまったため、その保険の経済的利益は専ら死亡保険金の受取人である長男に生じる状態となっていたところ、Xが姉の死をきっかけに自分の死んだ後のためだけに保険に入っているかもしれない、自分のためにも使いたいと考えを変えたことから、Xから解約の申し出がされたものである。この場合に払い込み済み保険料よりも解約返戻金が少なくなるとしても、Xにとっては使用できる現預金が約4000万円増加することになることなどからすると、Xにとって本件解約が直ちに経済合理性を欠くとはいえない。

Xが自らの意思で本件解約を申し出ている以上、Aとしては、Xの当該希望を無視して本件解約を拒絶したり、執拗に翻意を促し続けたりする権限もなければ、そのようにすることが社会的に期待される適切な対応であったともいえ

ない。そうすると、Aとしては、Xに対し、Xが理解可能な程度に本件解約によるXの損失の概要を説明すれば足りるというべきである。本件においてはその説明はされており、説明義務違反があるとは認められない。

4 Yの過失相殺の主張について

Yは、Xに交付した説明書面の記載内容、為替相場が変動するとの一般常識の存在、Xが本件保険契約③の勧誘時点において本件保険契約②に加入していたこと、Xが家族に相談しなかったことなどに照らせば、本件では過失相殺が認められるべきであると主張する。しかし、本件外貨建て保険はXに適合しないものであり、YがXに対してどのような説明をしたか、Xの家族がXに対してどのような助言をし得たかによって、直ちにXの適合性の有無が左右されるわけではないのであるから、このような事情をX側の過失として考慮することはできない。



解説

1 外貨建て保険の苦情相談

外貨建て保険の勧誘に関する苦情は、後を絶たない。国民生活センターは、2017年12月21日付「保険商品の銀行窓口販売の全面解禁から10年を迎えて－新たに外貨建て保険のトラブルも－」*1を取りまとめて公表した。しかし、その後の相談の増加を受けて、改めて2020年2月20日付「外貨建て生命保険の相談が増加しています！」*2を公表して注意を呼び掛けるとともに、(一社)生命保険協会と(一社)全国銀行協会に対応を要望している。

契約当事者に高齢者が多いことなどから、苦情の多くは金融ADRに持ち込まれていて、裁判になることはあまりなく、本判決は貴重な先例

*1 国民生活センター「保険商品の銀行窓口販売の全面解禁から10年を迎えて－新たに外貨建て保険のトラブルも－」(2017年12月21日公表)
https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20171221_1.html

*2 国民生活センター「外貨建て生命保険の相談が増加しています！」(2020年2月20日公表)
https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20200220_2.html

である。

なお、生命保険協会生命保険相談所の場合は年度ごとに「相談所レポート」を公表していて、苦情・裁定審査会の状況も報告されている。全国銀行協会相談室の場合には四半期ごとに「全国銀行協会相談室・あっせん委員会の運営状況」で業務実施状況・あっせん事案の概要と結果を公表している。

2 適合性原則違反の認定

Xの請求は、適合性原則違反と説明義務違反を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求であるところ、本判決は、適合性原則違反を認めて損害について過失相殺を認めなかったため、説明義務違反については判断の必要はないとされている。

業法としての適合性の原則は金融商品取引法40条1号に定められていて、この規定は保険業法300条の2で外貨建保険契約を含む投資性のある特定保険契約について準用されている。

適合性原則違反の民事上の効果については参考判例があり、「証券会社の担当者が、顧客の意向と実情に反して、明らかに過大な危険を伴う取引を積極的に勧誘するなど、適合性の原則から著しく逸脱した証券取引の勧誘をしてこれを行わせたときは、当該行為は不法行為法上も違法となると解するのが相当である」という考え方が明確にされ、その判断に当たっては、「具体的な商品特性を踏まえて、これとの相関関係において、顧客の投資経験、証券取引の知識、投資意向、財産状態等の諸要素を総合的に考慮する必要がある」という判断枠組みが示された。この判例は、その後多くの裁判例で踏襲されている。

本判決も、この最高裁判例の判断枠組みにより、本件外貨建て保険の商品性(リスク)について検討したうえ、Xの投資経験、取引の知識、投資意向、財産状態等を総合的に考慮して適合性原則違反としている。

3 Xの認知能力について

本判決は、Xが保佐開始の審判を受けるに至るまでの認知能力の推移についてかなり具体的に認定し、勧誘時点で一定の影響が生じていた可能性はないとはいえないしつつ、少なくとも認知能力が著しく低下していたとは認められないとした。しかし、Xは勧誘当時80歳代と高齢であったこと、証券取引の経験がなく、為替変動に関する特段の知識も持たず、リスクを取ってでも為替差益によって資産を増やしたいとか、外貨建ての年金に加入したいといった意向はなかったと認定し、適合性原則違反を認定している。そのため、アルツハイマー型認知症が進行していたために適合性原則違反が認められたということではなく、高齢の消費者の適合性原則違反の事案として参考になる。

また、適合性原則違反であるとして過失相殺をしないで損害賠償請求を認容したという点でも重要な先例といえる。

4 保険契約①の解約について

最後に、保険契約①の解約については、Xが姉の死をきっかけに、死んだ後のためだけの保険に入っているかもしれない、自分のために使いたいと考えを変えてXが申し出たもので、Aは解約すると損失が大きいと説明していると認定し、損害賠償請求は認めなかった。認定によると、典型的な乗り換えの勧誘事案とは異なる事案ということになる。

なお、本件は、Yが控訴し、高等裁判所で和解が成立している。

参考判例

最高裁判所平成17年7月14日判決(『民集』59巻6号1323ページ)